

滋賀県市町民経済計算

1 滋賀県市町民経済計算とは

滋賀県市町民経済計算は、国民経済計算(注)に基づき、内閣府経済社会総合研究所の示した「県民経済計算推計標準方式(2015年(平成27年)基準版)」に準拠して推計した、滋賀県民経済計算生産系列および分配系列の推計結果を、県内市町別に簡易な方法で按分し算出したものです。市町という行政区域を単位として一定期間(通常1年、市町民経済計算では会計年度)の経済活動の成果を計測するものです。

(注)国民経済計算は、国連提案の現行国際標準方式・08SNA(A System of National Accounts 2008)が提示する計算体系であり、経済のフローとストックの記録を体系化し、かつ統合するための包括的で詳細な枠組みを提供するものです。

2 市町民経済計算の目的と利用

市町民経済計算は、市町経済の構造を生産および分配の両面から把握することにより、市町経済の実体を包括的に明らかにし、総合的な経済指標として行財政・経済施策に役立てることを目的とします。

市町民経済計算の機能としては次のようなものがあります。

- ①市町という行政区域における経済規模等を明らかにすることによって地域経済の実体を包括的に明らかにすることができ、地方行財政の指向すべき目標の設定や諸施策の評価ができる。
- ②地域の所得水準および経済の成長率が明らかとなり、県全体に対するそれらの位置を判定することができ、統一された概念および推計方法のもとに地域間の比較が可能となる。
- ③市町内の産業構造および所得の分配の実態が明らかになる。

3 付加価値の循環と三面等価の原則

生産活動によって新たに生み出された付加価値(総生産)は、生産に参加したそれぞれの要素(労働→賃金、資本→配当、企業→利潤)に分配され、さらに分配された所得は家計における財貨やサービスの購入(消費)や企業の設備投資などに支出されます。このように、経済活動は付加価値の循環で捉えることができ、国民経済計算では、これを、「生産」、「分配」、「支出」という三つの側面から集計しています。三面は経済活動の異なる側面ですが、それぞれで集計しているのは同じ付加価値です。このことから概念上の調整を行うと、生産=分配=支出となり、これを三面等価の原則といいます。なお、市町民経済計算推計では資料の制約から、「生産」と「分配」の二面から把握しています。

4 市町内概念と市町民概念

市町経済を把握するうえで市町内概念(属地主義)と市町民概念(属人主義)があります。市町内概念とは、市町という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に関わらず把握するものです。一方、市町民概念とは市町内居住者の経済活動を、地域に関わらず把握するものです。なお、ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般を指します。市町民経済計算では、生産を市町内概念、分配を市町民概念で捉えています。

5 主要系列の各推計項目の諸概念

主系列—1 経済活動別市町内総生産

経済活動別市町内総生産とは、一定期間内（通常は会計年度）に市町内各経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を経済活動別に示したものです。これは市町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすもので、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものにあたります。また農家の自家消費にあてられた生産物および、所有者自身が使用する住居のサービスなど、貨幣と交換されない生産物や便益もここでは評価されて含まれます。

経済活動別市町内総生産は、市場価格表示により示されます。また市町内概念によって捉えられたものであるため、市町内で生産された生産物であれば、他市町の市町民に対し市町外への所得として分配されるものでも含まれますが、市町外からの所得で、その源泉が他市町内の生産に関わるものは含まれません。

主系列—2 市町民経済計算（分配）

市町民経済計算（分配）は、生産要素を提供した市町の居住者に帰属する所得として把握されます。これを機能からみた場合には、各生産要素である労働、資本、土地などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成します。

また、制度部門別分類から見れば、各制度主体(注)に分配され、家計の財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成します。

市町民経済計算（分配）は、市町内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した付加価値額を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものです。

（注）制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われます。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別されます。

◇市町民雇用者報酬

雇用者とは、市町内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産を含むあらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれます。

雇用者報酬の内訳項目は、賃金・俸給と雇主の社会負担です。

◇財産所得（非企業部門）

財産所得は、（1）一般政府、（2）家計、（3）対家計民間非営利団体の各制度部門の該当項目を振替え、財産所得の純額を表示しています。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位（制度部門の中にある個々の企業、家計、団体、機関を指す。）が、他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成ります。財産所得の受払は、すべての制度部門に記録され、「投資所得」は、さらに内訳として「利子」「法人企業の分配所得」「その他の投資所得」（注）に分かれます。

（注）その他の投資所得

その他の投資所得は、「保険契約者に帰属する投資所得」「年金受給権にかかる投資所得」「投資信託投資者に帰属する投資所得」から成ります。

保険契約者に帰属する投資所得は、保険技術準備金からの投資により得られる所得と保険契約者配当が含まれます。年金受給権にかかる投資所得は、家計が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金

基金が保留するが、家計がこれを追加負担として年金基金に払い戻すものとしています。投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益分を指します。現実には、投資者に配分されないが、投資信託から投資者に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資するものとしています。

年金受給権にかかる投資所得や、投資信託投資者に帰属する投資所得のように、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場での対価の受払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなす擬制的取引計算を帰属計算といい、SNAにおける特殊な概念となっています。この他、農家が自家消費する農産物、自己所有住宅（持ち家）の帰属家賃などが帰属計算として挙げられます。

◇企業所得

企業所得は、営業余剰・混合所得（注）に財産所得の受払の差額、すなわち、純財産所得を加えたものです。企業所得に含まれている持ち家とは、個人所有かつ自己居住に係る住宅を独立の企業として取り扱っているもので、前述の持ち家の帰属家賃と同じ概念です。

（注）営業余剰・混合所得は、企業会計でいう営業利益にほぼ相当します。従って、企業所得は、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を支払い、逆に他社からの株式配当などの営業外収益を加えたいわゆる経常利益に近い概念といえます。